

事務連絡
令和2年6月19日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 担 当 課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について

これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」などにおいて、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行うとともに、受入れ体制などを学校医等に相談するようお願いしてきたところです。

今後も、医療的ケア児が在籍する学校においては、十分な感染予防対策を講じた上で、医療的ケア児に対して安心・安全な教育環境が提供される必要があることから、今回、別添のとおり「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項」を整理しました。

つきましては、本留意事項を参考に、引き続き、適切に御対応くださるようよろしくお願いします。

なお、本事務連絡と同日付けで発出いたしました「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組みについて」（令和2年6月19日付け2文科初第451号文部科学省初等中等教育局長通知）におきましても、同様の内容を掲載しておりますことを念のため申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社を通じてその設置する学校に対して周知くださるようよろしくお願いします。

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
電話：03-5253-4111（内線3967）



新型コロナウイルス感染症対策

医療的ケアを必要とする児童生徒が 在籍する学校における留意事項

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1. 学校において医療的ケアを実施する際に留意する事項

「学校における新型コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、学校において医療的ケアを実施する際は、以下の事項について留意すること。

① 医療的ケア児の感染症対策

＜登校の判断＞

- 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）については、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が登校の判断をすること。

※ここでいう「主治医の見解」とは、①当該児童生徒が学校で感染するリスクや、②学校で医療的ケアを行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として特に注意しなければならない点などを指す。

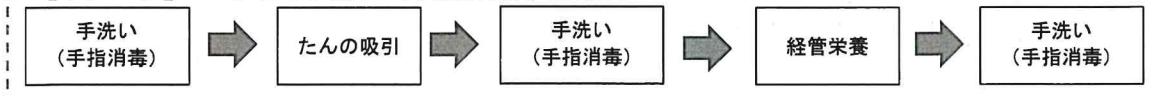
- 医療的ケア児の登校に当たって、学校は事前に受け入れ体制などを学校医等に相談すること。

＜医療的ケアの実施＞

- 「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

※ここでいう「1ケア1手洗い（手指消毒）」とは、例えば、同じ医療的ケア児に対して、たんの吸引と経管栄養を行う際、それぞれの医療的ケアごとに手洗い又は手指消毒を行うことをいう。

【イメージ】「1ケア1手洗い（手指消毒）」の流れ



※医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗い又はアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施すること。

※医療的ケアの開始時に、手洗い（手指消毒）をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、医療的ケアの終了後に、手洗い（手指消毒）をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らないように注意すること。

＜給食の介助等＞

- 給食前に、給食の介助を行う教職員及び幼児児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させること。

②教職員による感染症対策

＜教職員の出勤＞

- 教職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。

※過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。

＜マスクの着用＞

- 教職員が感染源となることを避けるため、症状がない場合であっても、幼児児童生徒と接する際はマスクを着用すること。

＜教室等の換気＞

- 換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行うことが困難な場合は、30 分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

＜業者等の学校への立入り＞

- 業者等については、物品の受け渡し等は玄関など学校の限られた場所で行うことが望ましく、学校内に立ち入る場合については、体温を測定してもらい、入校時にはマスクを着用させること。発熱が認められる場合には入校を断ること。

＜保健衛生用品の確保＞

- 医療的ケアを行うに当たって、看護師等が使用する際に必要となる保健衛生用品（手指消毒用エタノールやマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、アイシールド、使い捨てエプロンなど）については、自治体や学校が用意すること。

※令和2年度補正予算においては、保健衛生用品の購入のほか、フェイスシールドなどを作成する際に要する経費についても補助の対象としている。

2. 地域の感染状況によって、学校医等に相談の上、対応を検討する事項

地域の感染状況に応じて、上述の「1. 学校において医療的ケアを実施する際の留意する事項」に加え、以下の事項の実施の必要性について学校医等に相談すること。

＜医療的ケアの実施＞

- 特に、気管内吸引や吸入などを行う際は、使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用すること。使い捨てエプロンやガウンが準備できるようであれば、必要に応じて、着用すること。

＜排せつの介助等＞

- おむつ交換の際は、排せつ物に直接触れない場合であっても、使い捨て手袋に加え、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）、使い捨てエプロンを着用すること。
- ※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。

＜消毒・清掃等の実施＞

- 医療的ケア児が利用する教室等については、1日1回以上、湿式清掃し、乾燥させること。
- 床に血液、分泌物、嘔吐物、排泄物等が付着した場合は、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）等で清拭後、湿

式清掃し、乾燥させること。

※次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

○トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭すること。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させること。

【参考】

「学校における新型コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～文部科学省」

⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

※学校の教育活動を再開していくに当たっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。このため、学校の衛生管理の観点から、文部科学省が作成したものです。

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」

（令和2年4月7日付け事務連絡）厚生労働省健康局結核感染症課等

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>

※社会福祉施設等における感染防止拡大に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め整理し、厚生労働省が都道府県等の民生主管部（局）に周知したものです。

「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を公表します（第二弾）」（2020年5月29日付けニュースリリース）経済産業省

⇒ <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html>

※本ニュースリリースは、令和2年5月28日に開催された有識者による検討委員会において、塩化ベンゼトニウム（0.05%以上）、塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01%以上）について、新型コロナウイルスに対して有効と判断されたことを経済産業省が公表したものです。